

第3回除染及び特定廃棄物処理に関する関係閣僚会合 議事録

平成23年12月27日
8:45～8:55
官邸3階南会議室

(細野環境大臣)

定刻となりましたので、ただ今より第3回「除染及び特定廃棄物処理に関する関係閣僚会合」を開催いたします。ご多忙の中、ご参集いただき、誠にありがとうございます。

はじめに藤村官房長官から御挨拶いただきたいと思います。

(藤村官房長官)

放射性物質汚染対処特措法は年明けとともに完全施行される予定であり、前回(12月6日)の会合以降も施行に向けた準備を急ピッチに進めてきました。

一方、12月26日に原子力災害対策本部が開催され、警戒区域等の見直しの考え方について決定されました。この検討の過程でも、地元からは、除染に関する計画を明確にした上で、速やかに実施することを強く求める声が寄せられております。また、区域見直し後に、住民の速やかな帰還を実現するためにも除染は最重要課題です。

除染を着実に進めて行くためには、何よりも地元の声を十分にお聞きし、密接に連携することが必要です。

このため、1月から設立する福島環境再生事務所にチームを複数作り、各チームが複数市町村を担当し、相談、助言等の体制を構築するなど、除染の具体的体制を整備し、また、どのように除染を進めて行くかという除染ロードマップを作成することとします。

関係閣僚におかれましては、こうした取組の大枠と方向性を共有し、年明け以降の除染によって、できる限り早期に、国民の安全・安心な生活を確保するべく、引き続き一層のご協力をいただきたいと思います。

(細野環境大臣)

ありがとうございました。

それでは、メディア関係者はここで御退室ください。

(細野環境大臣)

それでは早速議題の1、除染等に関するこれまでの取組について、まずは、

資料1「自衛隊による拠点除染活動について」、一川防衛大臣からご説明をお願いします。

＊一川防衛大臣より資料1を説明

(細野環境大臣)

ありがとうございました。

防衛省におかれましては、来年1月以降に環境省が行うことを予定していた先行的な除染事業の一部を、緊急的な対応として、前倒しして実施していただいたものですが、今回、多大な成果を上げられたことに、環境省として感謝を申し上げる次第です。今後はこれらの役場を除染の前線基地として活用し、インフラ等の先行除染と、それに続く本格除染につなげていくこととしたいと存じます。

それでは次に資料の2、除染実証モデル事業の進捗状況については、ご覧のように、除染実証モデル事業は双葉町を除く16カ所において地元自治体との調整も済み、除染に着手されているところであり、これらを着実に実施し、そこで得られたデータなどを活用して、環境省による除染を有効に進めてまいる所存でございます。

次に、除染実施の方法等に関する基準の整備について、まず私からご説明いたします。

＊資料3を説明

厚生労働大臣より補足がございましたらお願いいたします。

(小宮山厚生労働大臣)

除染等業務に従事する労働者に対する放射線障害防止対策については、専門家による検討結果を踏まえ、12月22日に、新たな規則である「除染電離則」を公布し、来年1月1日から施行します。

また、「除染電離則」の規定や関係法令等をわかりやすくまとめたガイドラインも併せて策定しました。

なお、ボランティア、農業従事者や自営業者といった労働者ではない方が除染作業に従事されることもあると思いますが、この場合は、線量管理が不要な年間1ミリシーベルトを上回らないことが大前提です。厚労省には規制権限がないので、関係省庁で指導いただくようお願いします。

迅速・確実な除染の実施と作業者の安全確保を両立することが、極めて重要

な課題です。厚生労働省としては、新たな規則の円滑な施行に全力を尽くしますので、関係大臣の皆様にも、ご協力をお願いします。

(細野環境大臣)

次に議題の 2、除染等に関する今後の取組に移りたいと思います。まずは資料の 4、除染等の作業に係る人員の教育等の体制強化についてご説明いたします。

＊資料 4 を説明

次に議題の 5、除染ロードマップについてご説明いたします。

＊資料 5 を説明

それでは最後に資料 6、指定廃棄物の処理に向けた取組状況についてご説明いたします。

＊資料 6 を説明

以上につきまして、ご発言やご質問等ありますでしょうか。

(鹿野農林水産大臣)

森林について。雪が融けた時、落ち葉と一緒にセシウムが流れてくるのではないかと。相当危険な状況も想定しておくべき。雪解け水がどうなるか、検査もしなければならない。そうすると、(除染の)優先順位はどう考えるべきか。こういった根本的な問題は、林野庁にも指示しているが、環境大臣にもお願いしたい。(雪解け水は)米への影響もある。「森林は広いから」といつて後回しにしないで、根本的に進めていくべき。予算措置も含めてやってほしい。時には優先順位を上げていかなければならない。

(細野環境大臣)

生活空間の除染を優先してきました。森林が循環していく段階にあります。東大の児玉教授もおっしゃっていますが、森林については、間伐してバイオマスとして使う、そしてバグフィルターで取るといったような方法もあります。いずれにせよ、かなりの年数をかけていくもので、5年、10年スパンの長期戦となります。

(鹿野農林水産大臣)

雪解け水は長期戦だけではないという点を共通の認識としたい。林野庁もやるから一緒にやってほしい。短期・中期・長期のスパンでやってほしい。

(細野環境大臣)

短期的にやらないという意味ではありません。

(平野復興担当大臣)

表流水のモニタリング、汚泥の沈殿物のモニタリングなど、飲み水に関連するのでしっかりやってほしい。全体の水系のどこの水を使っているかも含めてチェックする体制が必要。

(川端総務大臣)

ガイドラインの2の35を見ると、労働者については、厚生労働省の資料を見ろとある。縦割りである。このどこかに参考資料として付けておかないと、これを見た人は分からない。セットものとしてやらないと。

また、除染については、技術研究を総動員すべき。放射性物質は水に移動しにくい性質を持っている、除染してもセシウムは水になかなか溶けない。そのベーシックな知見を開示していかないと、みな不安になる。

(細野環境大臣)

ご指摘ごもっとも。

(中川文部科学大臣)

学校について、しっかり子どもたちのことをやっていく。

それから、福島起源でない世田谷のような事例をどう処理するか。これらについては、法にスキ間があるのではないか。どうするか検討すべき。

(細野環境大臣)

環境省と調整させていただきたく存じます。

(細野環境大臣)

どうもありがとうございます。徹底的な除染とその体制強化は、福島県民はもとより、我が国全体として最優先の政策課題の一つであり、引き続き関係省庁のご協力のもとに、政府の全力をあげて進めていく必要があります。各大臣におかれましては、引き続きご協力をお願いいたします。

なお、次回以降の進め方につきましては、個々の取組の進捗状況を見つつ、必要に応じ開催することとしたいと思います。

それでは、最後に藤村官房長官からご発言いただきます。

(藤村官房長官)

本日は第三回閣僚会合にお集まりいただき感謝申し上げます。

自衛隊による除染の協力が効果を上げたことは、国民の安心感を高めることにもつながることになり、大変意義深いものであり、そのご努力に感謝申し上げます。

また、特措法の完全施行に向けた基準制定や体制整備などにご尽力いただいた関係府省にも感謝申し上げます。

来年1月1日に施行した後に、実際に土壌の除去等の除染を推し進め、また稲わら等の汚染廃棄物を処分するためには、課題も多く、関係府省の皆様がご持ちの知見、能力、人材などの資源を最大限活用して、力を合わせて進めることが必要不可欠であります。

各省におかれては、年明けからも引き続き、体制強化に向けて一層ご協力をいただき、全力で事業を推し進めていただきたいと思います。

(細野環境大臣)

ありがとうございました。それでは、これをもちまして、「除染及び特定廃棄物処理に関する関係閣僚会合」を終了させていただきます。また、資料は求めに応じて、環境省において配布いたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上